

(仮称) 輪島ウィンドファーム事業
環 境 影 響 評 価 方 法 書
補 足 説 明 資 料

令和元年8月

電源開発株式会社

風力部会 補足説明資料 目次

(第2章 対象事業の目的及び内容)	1
1. 系統連系について (非公開)	1
2. 採用予定機種について	1
3. 改変予定箇所、改変の程度、新設道路計画について	1
4. 風力発電機等の大型資材等の輸送ルートについて	2
5. 工事用資材の搬入ルートについて	2
6. 既設及び計画中の風力発電所の状況について	2
(第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況)	4
7. 現存植生図の調査年度について	4
8. 土地利用状況について	4
9. 環境保全に配慮すべき施設および住居の状況について	4
10. 騒音・振動規制区域の図について	5
11. 土砂災害危険箇所について	6
12. 輪島市景観計画指定区域について	9
(第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法)	10
13. 大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点について (非公開)	10
14. 気象データを取得する調査地点について	18
15. 道路交通騒音の調査地点について	18
16. 騒音の調査地点の状況(写真等)について (非公開)	18
17. 有効風速範囲を観測する風況観測について	19
18. 環境騒音 L_{Aeq} または L_{A90} と風況の関係	21
19. 風車稼働時の風車騒音寄与値と風況の関係、残留騒音との関係	22
20. G特性音圧レベルと風速の関係について	22
21. 風力発電機の音響性能	23
22. 水質 調査、予測地点について	23
23. 調査、予測、評価の手法(施設の稼働に係る風車の影)について	24
24. 調査、予測、評価の手法(動物)について	24
25. 調査、予測、評価の手法(鳥類のスポットセンサス)について	25
26. 鳥類調査地点からの可視範囲について	25
27. 生態系に係る注目種の選定理由について	28
28. 上位性注目種(ノスリ)に対する予測評価について	28
29. 調査、予測及び評価の手法(景観)について	29
(専門家等ヒアリング)	
30. 専門家ヒアリングの詳細について (非公開)	30

(第2章 対象事業の目的及び内容)

1. 系統連系について (非公開)

- ・系統連系協議の状況について説明願います。(河野部会長)

【事業者の見解】

(非公開)

※事業計画上の機密に係る内容が含まれるため、非公開とします。

2. 採用予定機種について

【方法書 P4、13】

- ・採用予定機種の出力が 3,000kw～4,300kw と範囲で提示されているが、現状ではどのサイズを採用予定としているのか説明願います。(計算上では 4,300kw×21 基となりますが)
(河野部会長)

【事業者の見解】

耐風速や輸送などの条件を考慮しつつ、可能な限り 4,300kW に近い機種を採用することを想定しております。

3. 改変予定箇所、改変の程度、新設道路計画について

【方法書 P16、22】

- ・対象事業実施区域内の連絡道路の改変予定箇所、改変の程度あるいは新設道路計画の概要を説明願います。改変の程度がある程度見えないと、調査点の配置等の妥当性を的確に議論できません。(河野部会長)

【事業者の見解】

主な改変箇所は、風力発電機周辺に設ける工事ヤード、工事ヤードから近傍の既設道路までの取付道路となります。取付道路の新設が必要と考えられるのは1、2、6号発電機であり、アクセス道路の一部改修や拡幅が必要と考えられるのは3、4、5、12、20、21号発電機です。残りの風力発電機については、既設道路沿いに設置する予定であるため、現時点で大幅な道路の改変は見込んでおりません。

大型資材等の搬入路として対象事業実施区域に含めている既設道路(方法書 P7、8)については、現在具体的な改変箇所を調査しているため、準備書において改変の程度をお示しする予定です。

4. 風力発電機等の大型資材等の輸送ルートについて

【方法書 P17】

- ・工事用資材搬入ルートを示してください（近傍および広域）。ルート図が無いと 263 頁にある沿道調査地点や 315 頁の人触れの調査地点の設置根拠の妥当性がわかりません。（近藤顧問）

【事業者の見解】

工事用資材搬入ルートは方法書 P17, 18 の大型資材等の輸送ルートと同様のルートを想定しております。

5. 工事用資材の搬入ルートについて

【方法書 P17】

- ・工事用のコンクリートを供給する基地の位置が想定されていればその位置を示して下さい。また、工事用資材の搬出入ルートを走行するコンクリートミキサー車等大型車両の想定台数／日は？（山本顧問）

【事業者の見解】

工事用のコンクリートを供給する基地の位置については現段階では未定です。また、コンクリートミキサー車等大型車両の想定台数についても現段階では詳細は未定です。大型車両の想定台数は、準備書段階においてお示しするようにします。

6. 既設及び計画中の風力発電所の状況について

【方法書 P23、163～164】

- ・既設・計画中の風力発電所について、表で示されているが、図面についても追加・提示願います。p. 163 の計画中の発電所の位置を次ページの図に追加願います（10 万分の 1 の範囲にはいらないければ 20 万分の 1 の図で提示願います）（河野部会長）
- ・既設および計画中の風力発電所の状況を地図上に示してほしい。（水鳥顧問）

【事業者の見解】

既設及び計画中の風力発電所の状況を図 1 に示します。

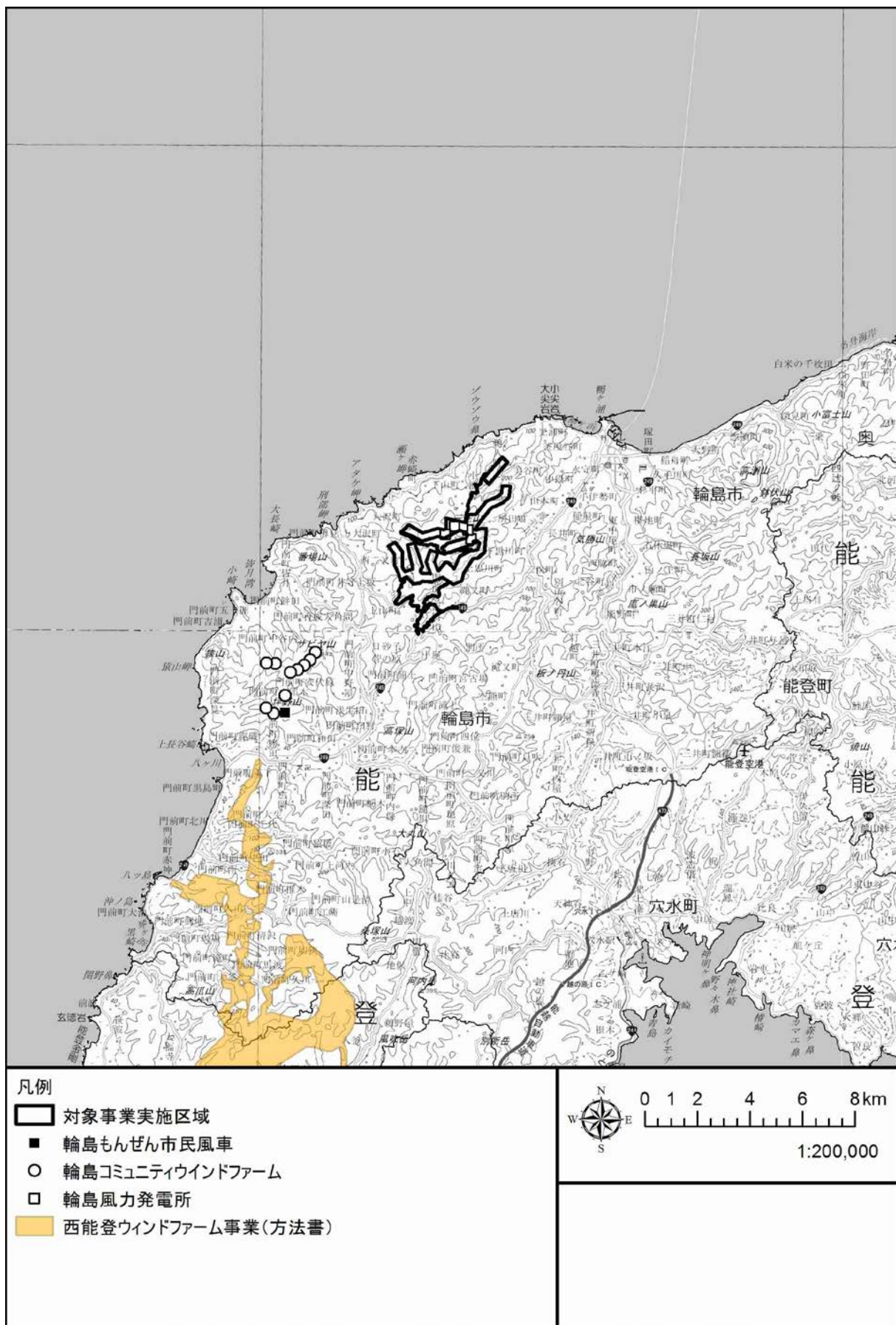


図 1 既設及び計画中の風力発電所の状況

(第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況)

7. 現存植生図の調査年度について

【方法書 P74～77】

- ・現存植生図はいつの調査結果を示しているのか、調査年度を提示願います（河野部会長）
- ・自然環境保全基礎調査の植生図に関しては、第何回調査によるのかを明記してください。
(鈴木顧問)

【事業者の見解】

1/25,000 現存植生図（自然環境保全基礎調査）の調査年度は 2001 年度（第 6 回調査）となります。

8. 土地利用状況について

【方法書 P106】

- ・国土利用計画における都市地域の指定の有無、および都市計画用途地域の指定の有無が記載されていない。
(山本顧問)

【事業者の見解】

対象事業実施区域が輪島市の都市計画区域に該当しないことを輪島市ホームページより確認しておりますが、都市計画の用途地域の情報を準備書において記載するようにします。

9. 環境保全に配慮すべき施設および住居の状況について

【方法書 P114】

- ・環境保全に配慮すべき施設および住居の状況についての記述がない。事業実施区域との距離関係などは文章や図で説明してもらいたい。
(山本顧問)

【事業者の見解】

ご指摘の事項について、準備書において記載するようにします。

対象事業実施区域と住居との距離関係は方法書 P273、P340～344 の図に掲載をしておりますが、準備書においては図書の分かりやすさに心がけ、当該頁においても文章及び図を用いて記載します。

10. 騒音・振動規制区域の図について

【方法書 P133、137】

- ・ p.133 と p.137 の図は、それぞれ「騒音規制法による区域指定状況」、「振動規制法による区域指定状況」と書かれているが、これらには「特定工場等」（第何種区域）、「特定建設作業等」（第何号区域）、「自動車騒音の要請限度」（a～c 区域）などの区別がない（振動も同様）。アセス図書としては使った図の内容を文章中に正確に説明してもらいたい。（山本顧問）

【事業者の見解】

方法書 P133「騒音規制法による区域指定状況」の特定工場等、特定建設作業等、自動車騒音の要請限度の区域の輪島市における対応状況は、表 1(1)に示すとおりです。ご指摘の事項については、図表及び説明が不十分であったと認識しており、準備書において修正をいたします。

表 1(1) 騒音規制法による区域指定の輪島市における対応状況

特定工場等	特定建設作業等	自動車騒音の要請限度
第 1 種区域	指定区域	a 区域
第 2 種区域		b 区域
第 3 種区域		c 区域

注 1) 輪島市においては第 4 種区域に指定された地域はない

注 2) 特定建設作業の「指定区域」は、特定工場等において発生する騒音の規制地域の第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域のうち、学校、保育所、入院施設を有する病院、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域

方法書 P137「振動規制法による区域指定状況」の特定工場等、特定建設作業等、自動車交通振動の区域の輪島市における対応状況は、表 1(2)に示すとおりです。ご指摘の事項については、図表及び説明が不十分であったと認識しており、準備書において修正をいたします。特定工場等の区域区分と特定建設作業の区域の対応関係は方法書 P135 の表 3.2-32 の注 1 に記載をしております。

表 1(2) 振動規制法による区域指定の輪島市における対応状況

特定工場等	特定建設作業等	自動車振動の要請限度
第 1 種区域	指定区域	第 1 種区域
第 2 種区域		第 2 種区域

注 1) 特定建設作業の「指定区域」は、特定工場等において発生する騒音の規制地域の第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域のうち、学校、保育所、入院施設を有する病院、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域

1 1. 土砂災害危険箇所について

【方法書 P152、157】

- ・土砂災害危険箇所と風車設置位置が重なっている部分，あるいは既設道路がなく取付道路を新設する必要がある部分が危険箇所と重複する部分については拡大図面を提示願います。
(河野部会長)

【事業者の見解】

土砂災害危険箇所について図 2 に拡大図面を示します。風車の工事ヤードから近傍の既設道路までのうち、道路の新設が必要と考えられるのは 1、2、6 号発電機であり、道路の一部改修や拡幅が必要と考えられるのは 3、4、5、12、20、21 号発電機です。

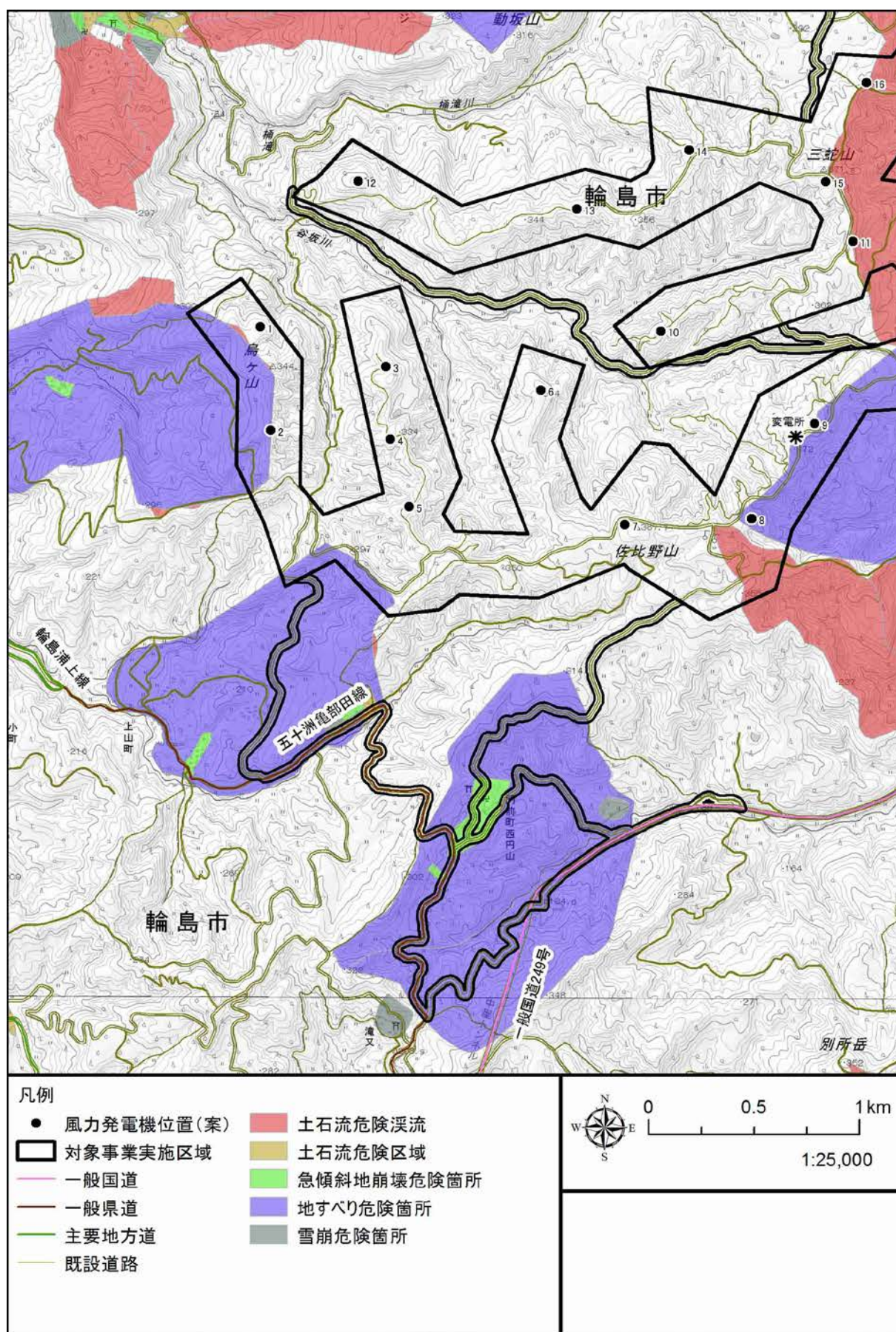


図 2(1) 土砂災害危険箇所 拡大図

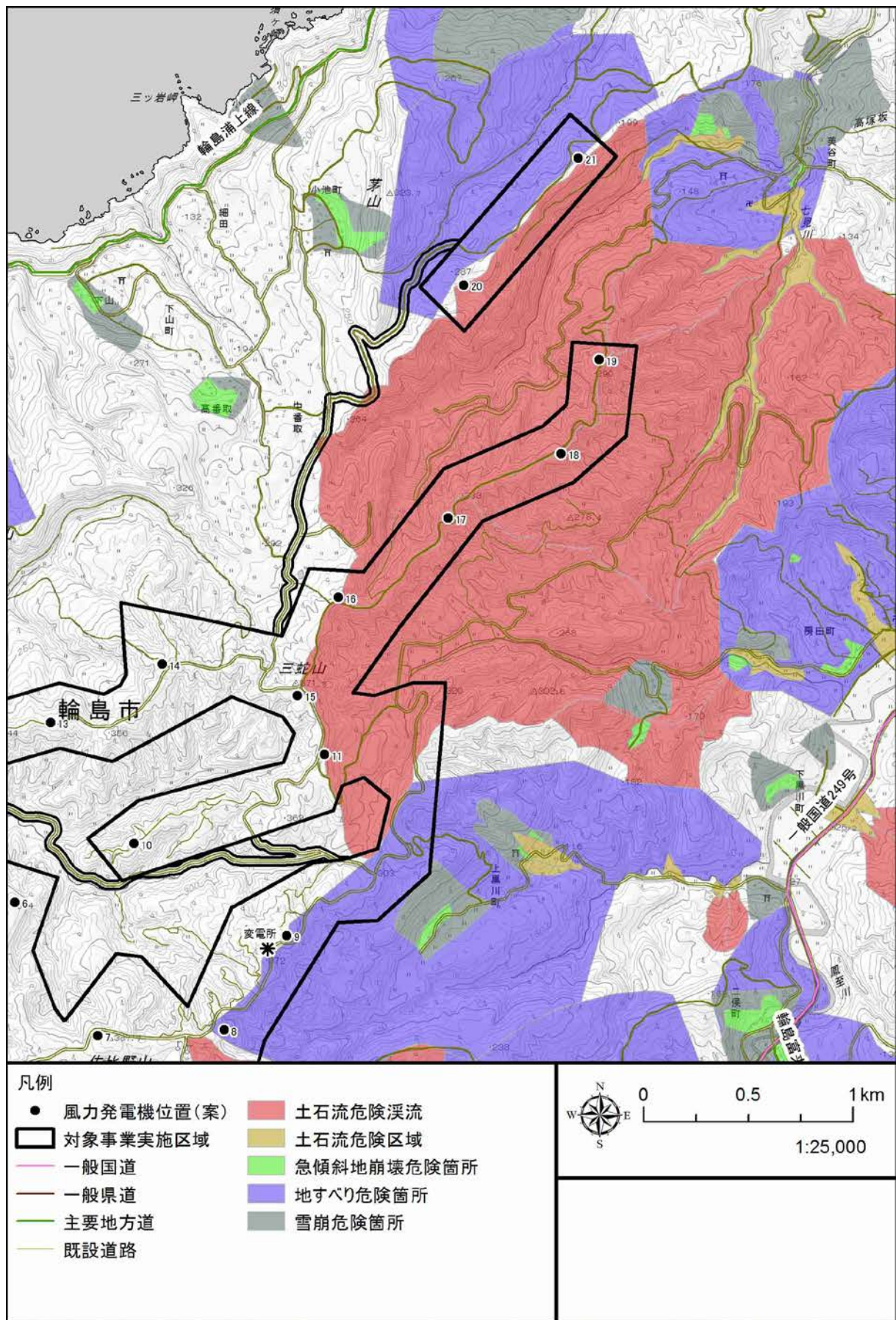


図 2(2) 土砂災害危険箇所 拡大図

12. 輪島市景観計画指定区域について

【方法書 P152、153、160】

- ・対象事業実施区域の約半分が景観形成重要地域（陸）、輪島景観重点地区に重なっているが、この部分に風車を設置する必要性を説明願います。
(景観重点地区に指定されているので、風車設置を回避すべきと考えますが・・・・)
- (河野部会長)

【事業者の見解】

景観形成重要地域（陸）として国道 249 号の両側 2km の範囲が指定されています。輪島景観重点地区の「間垣の里（大沢及び上大沢）」の集落は海岸沿いに位置し、集落周辺は急な地形に囲まれており、現地踏査で確認した限りでは、対象事業実施区域方向はほぼ不可視であると見込まれます。また、輪島市景観計画によると、間垣の里（大沢及び上大沢）周辺の眺望方向は海側であり、内陸に位置する対象事業実施区域は基本的に眺望方向とは異なるものと考えられます。今後、風力発電機設置による景観への影響を把握するため景観調査を実施し、視認性の予測及び評価を行います。

事業計画検討に当たって、輪島市関係部局へ景観に関するヒアリングを実施しており、対象事業実施区域周辺において基本的に間垣の里が調査地点に設定されていれば良いと考えること、その他の地点として国道 249 号からの見え方を考慮し、国道 249 号沿いに 1～2 地点を設定することが望ましいとのご意見を頂き、調査地点設定に反映させています。

景観形成重要地域、輪島景観重点地区ともに風車の設置にあたって届出が必要な地域であることから、輪島市関係部局と協議を実施しており、今後も引き続き輪島市の協議を行います。

また、本事業計画検討に当たっては、いしかわ景観総合条例に基づく景観影響評価への対応が求められるため、石川県関係部局と今後とも協議を行ってまいります。

(第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法)

13. 大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点について（非公開）

【方法書 P264、269、273】

- ・大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点について、住宅、道路、測定場所の関係が分かる大縮尺の図（500 分の 1～2500 分の 1 程度）は記載されているか。

（電力安全課共通指摘事項 チェックリスト No. 23）

【事業者の見解】

大気質、騒音及び超低周波音、振動に係る調査地点の状況は図 3 に示すとおりです。

※調査位置については、土地所有者に公開の了承を得ていないため、現時点では非公開とします。

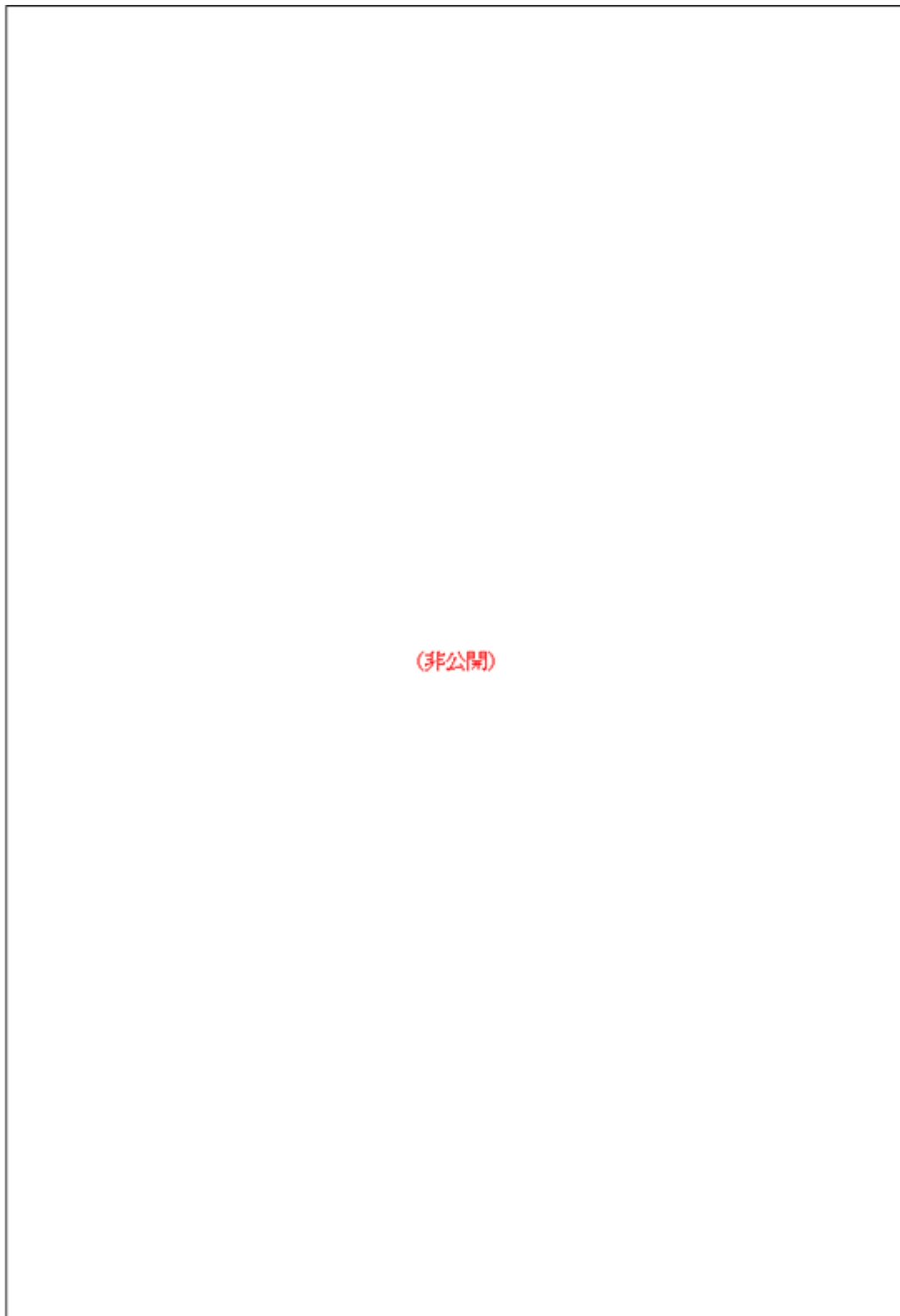


図 3(1) (沿道大気 1 : 大気質、沿道騒音・振動 1 : 騒音及び超低周波音、振動)
※調査位置については、土地所有者に公開の了承を得ていないため、現時点では非公開とします。

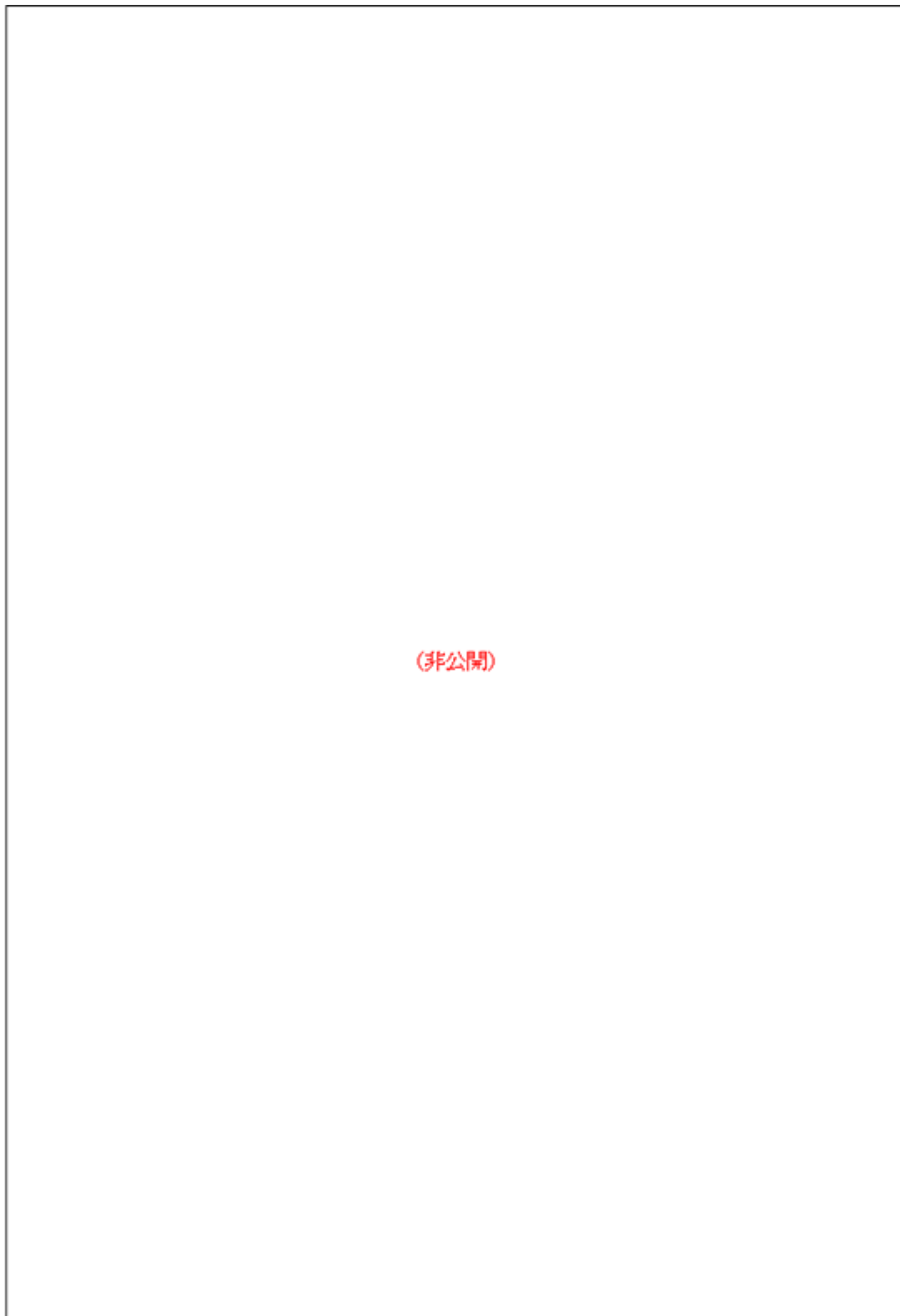


図 3(2) (一般大気 1 : 大気質、環境騒音 3 : 騒音及び超低周波音)

※調査位置については、土地所有者に公開の了承を得ていないため、現時点では非公開とします。

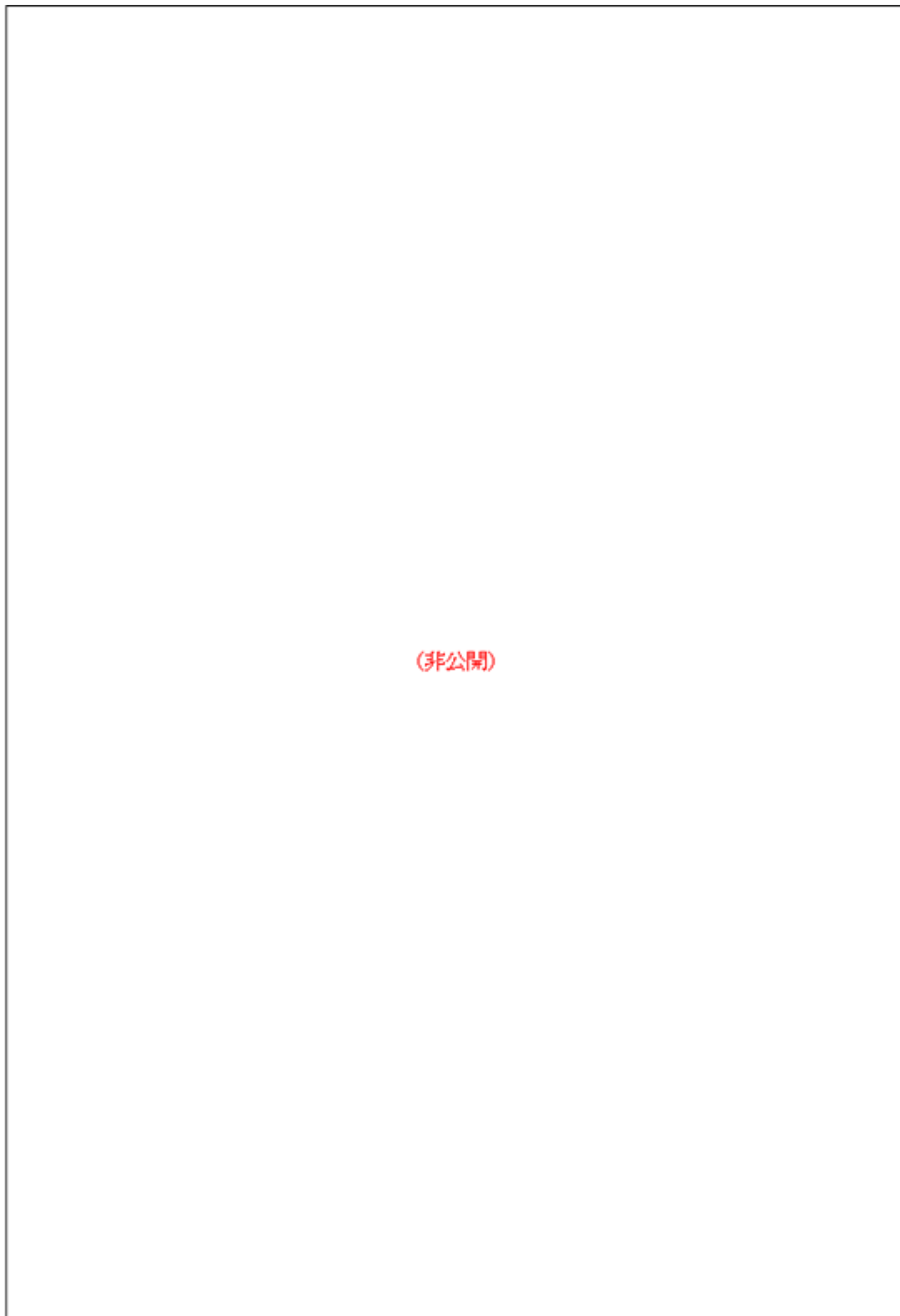


図 3(3) (一般大気 2 : 大気質、環境騒音 5 : 騒音及び超低周波音)

※調査位置については、土地所有者に公開の了承を得ていないため、現時点では非公開とします。

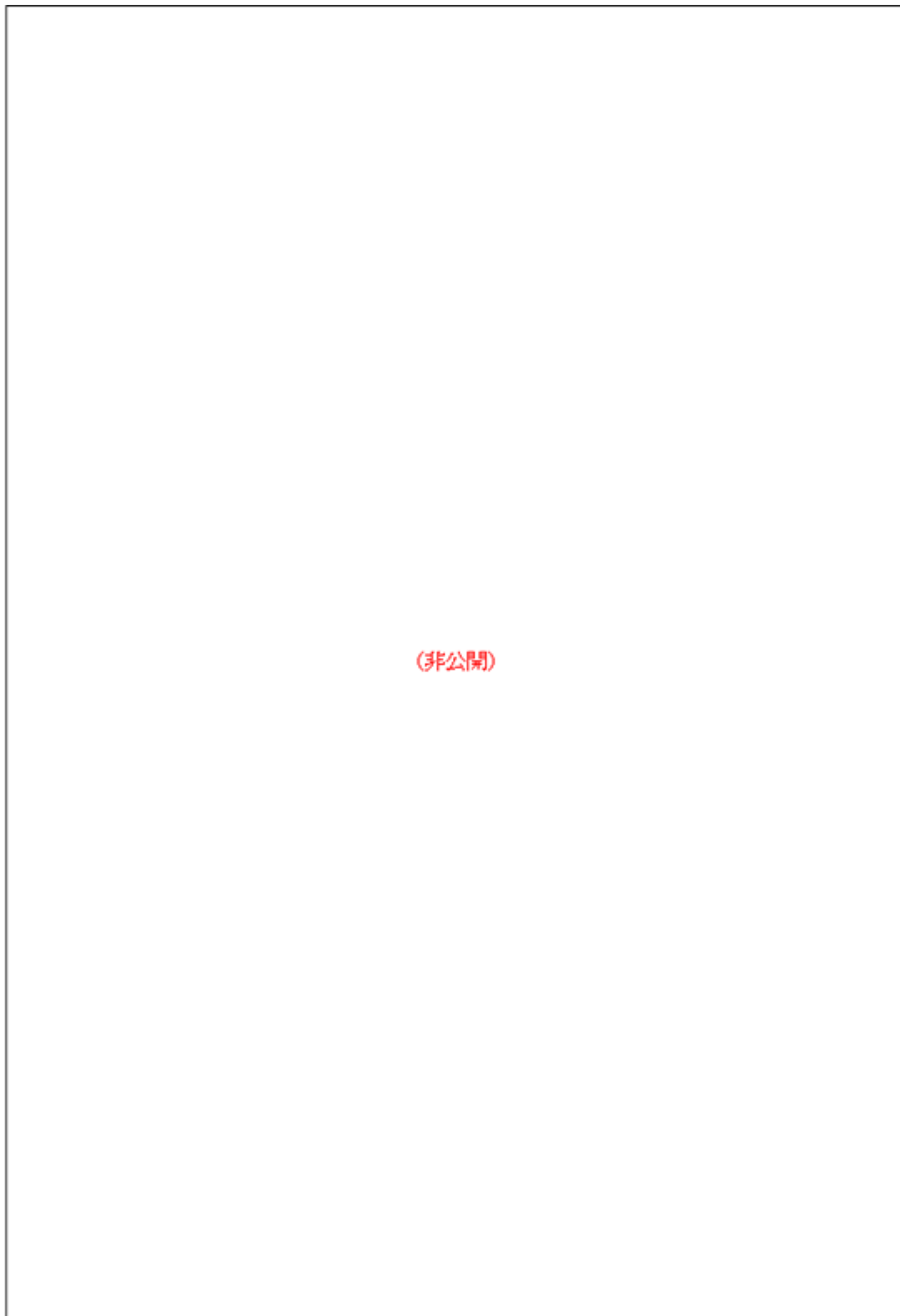


図 3(4) (環境騒音 1 : 騒音及び超低周波音)

※調査位置については、土地所有者に公開の了承を得ていないため、現時点では非公開とします。

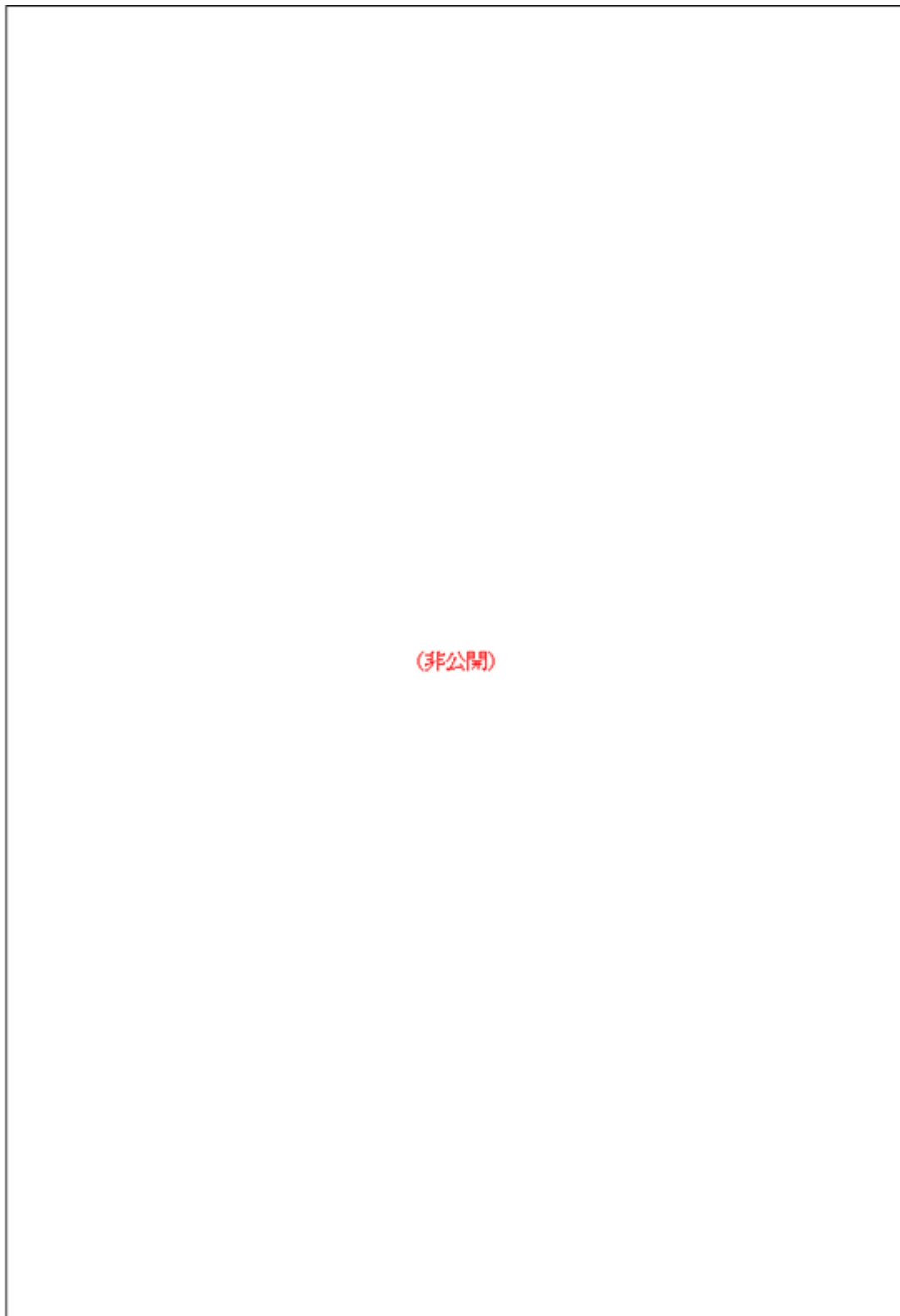


図 3(5) (環境騒音 2 : 騒音及び超低周波音)

※調査位置については、土地所有者に公開の了承を得ていないため、現時点では非公開とします。

(非公開)

図 3(6) (環境騒音 4 : 騒音及び超低周波音)

※調査位置については、土地所有者に公開の了承を得ていないため、現時点では非公開とします。

(非公開)

図 3(7) (環境騒音 6 : 騒音及び超低周波音)

※調査位置については、土地所有者に公開の了承を得ていないため、現時点では非公開とします。

1 4. 気象データを取得する調査地点について

【方法書 P264】

- ・気象データを取得する調査地点は、可能な限り開けた場所に設定されているか。
(電力安全課共通指摘事項 チェックリスト No. 24)

【事業者の見解】

気象データを取得する調査地点の場所は極力開けた場所を選定するようにしております。調査地点の状況は図 3(1)、図 3(2)、図 3(3)に示すとおりです。

※調査位置については、土地所有者に公開の了承を得ていないため、現時点では非公開とします。

1 5. 道路交通騒音の調査地点について

【方法書 P269】

- ・道路交通騒音の調査地点の道路種別及び道路名は記載されているか。
(電力安全課共通指摘事項 チェックリスト No. 27)

【事業者の見解】

道路交通騒音の調査地点（沿道騒音・振動1）の道路種別及び道路名は、「市道西円山線」になります。

1 6. 騒音の調査地点の状況（写真等）について（非公開）

【方法書 P269】

- ・騒音の調査地点の状況（写真等）が把握できるものとなっているか。
(電力安全課共通指摘事項 チェックリスト No. 32)

【事業者の見解】

本補足説明資料の項目1の図3に示しております。

※調査位置については、土地所有者に公開の了承を得ていないため、現時点では非公開とします。

17. 有効風速範囲を観測する風況観測について

【方法書 P273】

- ・有効風速範囲を知るための風況観測ポール場所とその標高を示したうえで、およそ5kmの範囲に分布する風力発電機のハブ高さ風速を代表できるかどうかについての考察をお願いします。（山本顧問）

【事業者の見解】

風況観測ポールの位置（緯度、経度）と標高は以下のとおりです。位置は図4に示すとおりです。

<風況観測ポール位置>

北緯 37° 22' 14.34" 東経 136° 50' 23.60"

<観測ポール標高>

361m

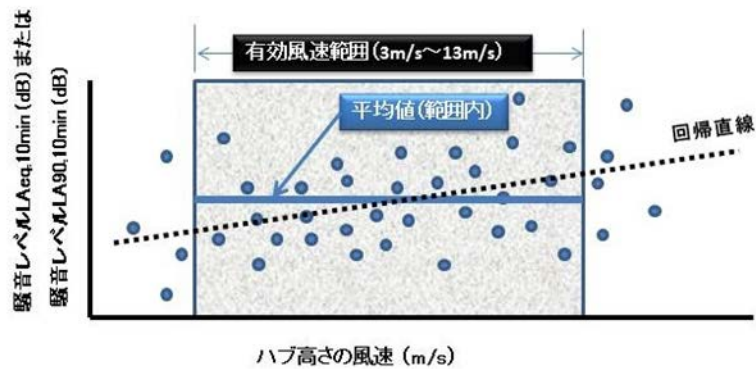
風況観測データは事業性を判断する最も重要な基礎データとなるため、その設置位置については風力発電機のハブ高さの風速を代表するように留意して選定しています。

風況観測ポールの設置場所の検討に当たっては、①風力発電機設置可能性のある周辺のポイントと極力近似した標高であること、②風力発電機設置可能性のある周辺のポイントの極力中央付近であること、③周辺に大きな障害物がないこと、を条件として設置場所の候補を選定し、設置場所候補のうち地権者から借地許可が得られた場所に設置しております。

18. 環境騒音 L_{Aeq} または L_{A90} と風況の関係

【準備書作成時】

- ・現況調査結果を整理するにあたっては、環境騒音 L_{Aeq} または L_{A90} の測定値（10 分間値）とナセル高さ推定風速との関係性も把握し関係図を整理してもらいたい。さらに、環境騒音 L_{Aeq} または L_{A90} と風速の関連性の有無（回帰式など）について考察をしてもらいたい。（以下に整理図の例を示します。有効風速範囲も例です）（山本顧問）



ハブ高さの風速と環境騒音レベル (L_{Aeq} または L_{A90}) の間に関連性があるか？

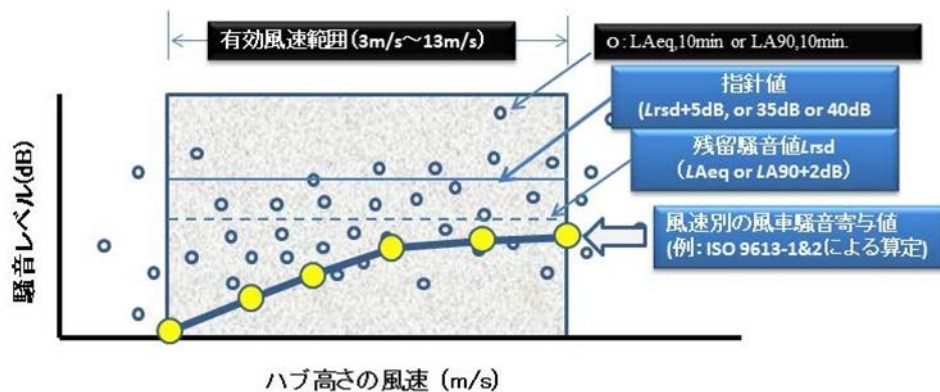
【事業者の見解】

ご指摘の事項について、現地調査結果の整理にあたって考察を行います。

19. 風車稼働時の風車騒音寄与値と風況の関係、残留騒音との関係

【準備書作成時】

- ・ 風車稼働時の風車騒音寄与値（残留騒音を加える前の値）と、現況の残留騒音算定値およびそれから算定される指針値との関係図を整理してください。（以下に整理図の例を示します。有効風速範囲も例です）（山本顧問）



ハブ高さの風速と風車騒音寄与値、指針値、残留騒音値、騒音実測値 $L_{A90,10min}$ or $L_{Aeq,10min}$ の関係

【事業者の見解】

ご指摘の事項について現地調査結果の整理及び予測において整理を行います。

20. G特性音圧レベルと風速の関係について

【準備書作成時】

- ・ (18: 環境騒音 L_{Aeq} または L_{A90} と風況の関係) と同様にG特性音圧レベルとハブ高さの風速の関係を整理し、その関連性（の有無）について考察を行ってください。（山本顧問）

【事業者の見解】

ご指摘の事項について、現地調査結果の整理にあたって考察を行います。

2 1. 風力発電機の音響性能

【準備書作成時】

- ・準備書では、採用する風力発電機の音響特性として IEC 61400 に基づく A 特性音圧の FFT 分析結果を示し、純音成分に関する周波数(Hz)、Tonal Audibility(dB)の算定と評価を行うこと。さらに風車騒音の A 特性 1/3 オクターブバンド分析結果、Swish 音に関する特性評価を示すこと（山本顧問）

【事業者の見解】

ご指摘の事項について、風力発電機メーカーよりデータを入手し、準備書においてお示しするようにします。

2 2. 水質 調査、予測地点について

【方法書 P278】

- ・道路の拡幅工事による濁水発生の可能性を考慮すると、黒川流域ならびにその流域内の西円山取水口付近、および名称不明 2 流域での水質調査点が必要ではないか。
- ・また、同様に西二又川においても水質調査点 3 よりも下流での水質調査も必要ではないか。（水鳥顧問）

【事業者の見解】

黒川流域付近の道路（国道 249 号線）は資材等輸送に十分な幅員があり、改変は無い予定です。したがって、現段階においては黒川流域付近に水質調査地点は設定しておりません。

西円山取水口は、河川や沢とは異なり「施設」であるため通常の水質調査とは異なる対応が必要と考えております。方法書 P108 のとおり、対象事業実施区域周辺の集落では、湧水や河川自流水を利用しております。今後、地元の利水状況について輪島市等の関係機関及び住民と協議を行い、その内容を踏まえた上で、事業計画を検討します。調査地点についても輪島市等の関係機関及び住民のご意見を踏まえて設定する予定です。

名称不明の流域のうち No. 9 の東の河川（沢）と対象事業実施区域の間には集落と田が存在し、比較的平坦な地形が広がっているため、濁水が直接流入することは想定されないことから調査地点を設定しておりません。また、風車 No. 20 の西の河川（沢）付近には、輸送ルートとして対象事業実施区域を設定しておりますが、当該ルートは既設道路であり、改変は無いため調査地点を設定しておりません。

水質調査点 3 の下流のうち、対象事業実施区域近傍の流域については、現地踏査を行った際に、調査員が安全にアクセス可能な地点が見つからず、調査実施は困難と判断した経緯があります。

23. 調査、予測、評価の手法（施設の稼働に係る風車の影）について

【方法書 P280】

- ・予測対象時期に年間を追加願います。また、評価の手法に指針値を考慮しているが、風車からの離隔距離の近い地点もあることから、実気象条件を考慮した場合の評価についても検討する必要があると考えます。（河野部会長）

【事業者の見解】

予測対象時期に年間を追加します。

実気象条件を考慮した評価については、輪島特別地域気象観測所の日照時間と、石川県の日の出及び日の入時刻から計算した日照最大時間の比を求め、風車の影が掛かる実時間を簡易的に予測及び評価するようにします。

24. 調査、予測、評価の手法（動物）について

【方法書 P282～301】

- ・動物の調査結果をどのように解析し、活用しようとしているのかよくわかりません。例えば重要種に対する影響を予測するためには改変予定区域周辺での確認のみならず、行動圏などを具体的に調査する必要があると考えますが・・・
- ・また、風車稼働後の調査結果との比較検討が必要な場合を想定すると基本データとしてどのようなデータを取得しておく必要があるのかを念頭に置いて調査計画を策定する必要があると考えます。（河野部会長）

【事業者の見解】

希少猛禽類の定点調査においては、調査地点を網羅的に配置し、行動圏などを把握できる調査設計としています。具体的には飛翔経路、飛翔高度（3区分）、行動、時間等を記録します。繁殖兆候が確認された箇所については繁殖状況の把握に努めます。

風車の稼働後に比較検討可能なデータとして、定量的な調査手法によりデータを得ること及び、改変区域と非改変区域の比較が可能な調査地点設定があげられると認識しております。調査地点設定にあたっては専門家ヒアリングの結果を踏まえ、環境類型区分を網羅することに加え、調査地点の均等配置という観点から調査範囲内にできるだけ均等に調査地点を設定しています。風力発電機位置に近い調査地点と、改変が行われない調査地点でのデータを取得することができるので、必要に応じて改変区域と非改変区域のデータ比較が可能であると考えています。

25. 調査、予測、評価の手法（鳥類のスポットセンサス）について

【方法書 P286】

・鳥類のスポットセンサスのデータを定量的なデータとして解析・利用するのであれば、調査点の配置数、調査回数を再検討する必要があると考えます。（河野部会長）

【事業者の見解】

鳥類のスポットセンサスは専門家からの助言を踏まえ、代表的な環境ごとに地点を設定し、1 地点 15 分程度を 4 回繰り返すことでその場の鳥類相をほぼ把握できるものと考えております。また、スポットセンサスは鳥類の記録率の高い手法であると認識しております。調査実施前に、再度専門家にヒアリングを行うことで配置数、調査回数について検討いたします。

26. 鳥類調査地点からの可視範囲について

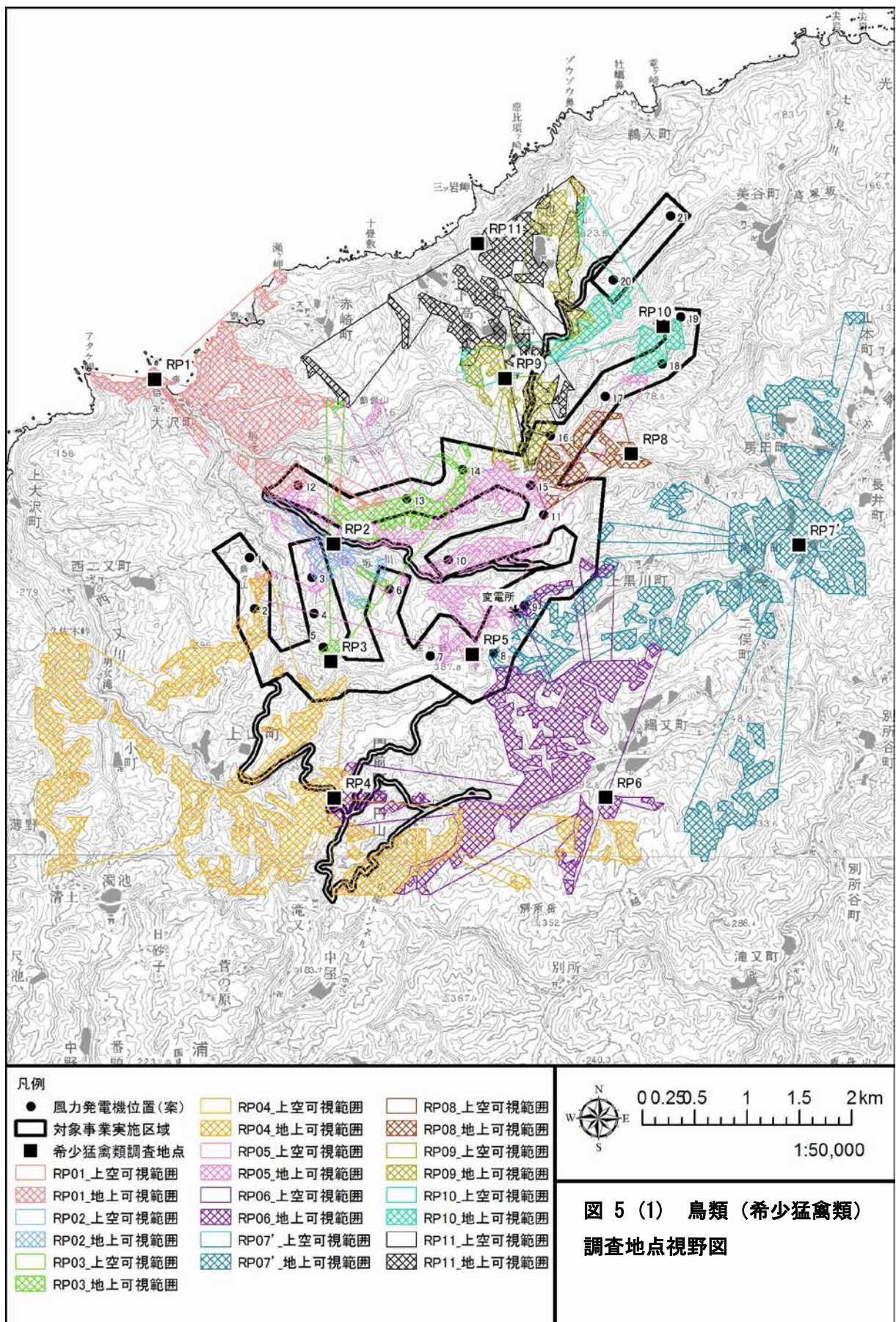
【方法書 P298、299】

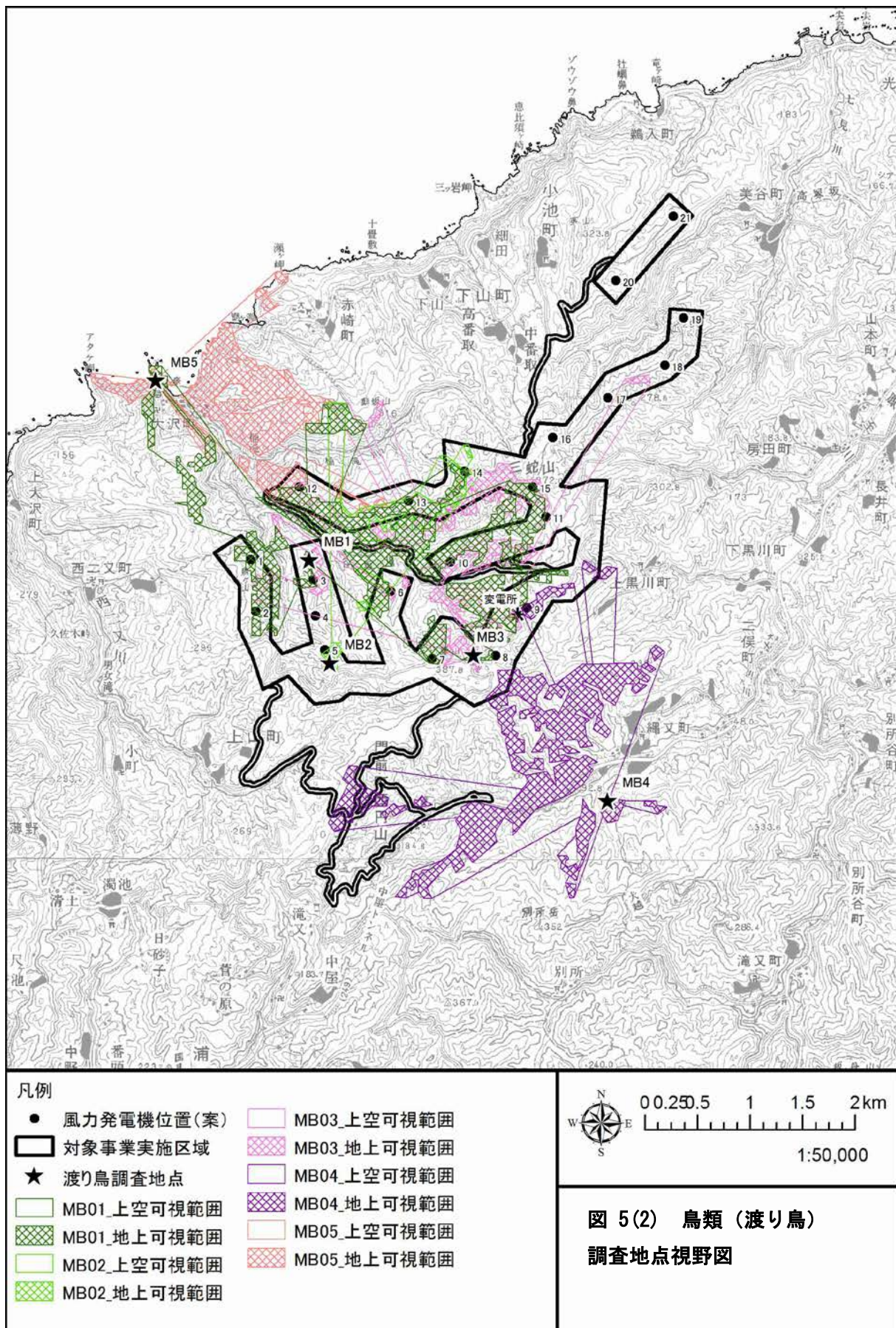
・鳥類調査（重要な種（猛禽類等）、渡り鳥）をポイントセンサス法で行う場合、調査地点からの可視範囲が示されているか。（電力安全課共通指摘事項 チェックリスト No. 56）

【事業者の見解】

希少猛禽類及び渡り鳥の調査地点からの可視範囲は図 5 に示すとおりです。標高データに基づき地上の可視範囲を算出し、地上可視範囲及び上空可視範囲を示しています。なお調査地点は方法書 P298、P299 に記載のとおり、詳細な現地踏査により変更の可能性があります。

調査地点から見て尾根向こうにあるため風力発電機位置（案）1 及び 7 等は可視範囲外となっておりますが、尾根沿いの飛翔につき観察可能です。また風力発電機位置（案）21 については、入り組んだ地形のため RP10 の調査地点から風力発電機位置（案）21 の周辺を対象に徒歩で移動定点を実施します。





27. 生態系に係る注目種の選定理由について

【方法書 P307】

- ・典型性としてタヌキを選定する妥当性を説明願います。特に、風車が空間で稼働することがタヌキにどのような影響を及ぼす可能性があるのか説明願います。（河野部会長）

【事業者の見解】

タヌキは里山の自然環境に典型的にみられ、行動圏が広く多様な環境を利用しており、食性も広い雑食性であり種子散布等にも寄与することから、生態系における物質循環に大きな役割を果たしていると認識しております。また当該地域において生息数が多いことが知られており、調査・予測のための情報の得やすさの観点からも典型性の注目種に適していると考えます。

飛翔性の動物とは異なり、風車への衝突による直接的な影響は考えられませんが、タヌキは当該地域における生態系で重要な役割を果たしていることから、土地の改変等による環境の変化を評価するのに適していると考えます。

28. 上位性注目種（ノスリ）に対する予測評価について

【方法書 P308】

- ・レーザプロファイラデータとして具体的にどのようなデータが得られるのか説明願います。
- ・ノスリの餌種の具体的な調査は実施しない？
- ・餌量分布図と採餌場所との関係をどのように予測評価するのか説明が必要と考えます。（河野部会長）

【事業者の見解】

レーザプロファイラデータとして、地上高や地形の形状、樹高について詳細な情報が取得できます。標高、傾斜角及び樹高、高木の分布状況等について整理を予定しています。

ノスリの餌種については、猛禽類調査の中で餌種、餌資源の特定に努めるほか、非繁殖期に巣の下で残渣を確認します。加えて餌量調査として哺乳類調査の中で実施するネズミ類、トガリネズミ類の捕獲調査のデータも活用します。

現状では、餌生物資源量分布図と採食適地分布図を別々に作成したのちに、重ねあわせることで評価を想定しております。餌資源量分布と採食適地が一致しない場合については、餌生物資源量分布と採食適地分布を重ねあわせず、別々に予測・評価することを検討いたします。

29. 調査、予測及び評価の手法（景観）について

【方法書 P310～312】

- ・景観重点地区として風車設置・稼働が文化的景観に対して及ぼす影響についてどのように予測評価するのかについて検討が必要と考えます。（河野部会長）

【事業者の見解】

主要な眺望景観からの状況について、フォトモンタージュ法による視覚的な表現方法により、眺望の変化の程度を予測することを基本としています。

文化的景観の調査・予測・評価にあたっては、ヒアリング等により地元の意見を踏まえることが重要であると考えており、輪島市関係部局へのヒアリング及び地元住民のご意見を踏まえて予測、評価を行います。

また、本事業計画検討に当たっては、いしかわ景観総合条例に基づく景観影響評価への対応が求められるため、石川県関係部局と今後とも協議を行ってまいります。

(専門家等ヒアリング)

30. 専門家ヒアリングの詳細について (非公開)

【方法書 P196～197、P251～254】

- ・専門家へのヒアリングを実施した場合、ヒアリングを実施した年月、専門家の所属機関の属性、専門家の意見、事業者の対応が記載されているか。意見の根拠となる資料等がある場合は、その情報は記載されているか。(電力安全課共通指摘事項 チェックリスト No. 76)

【事業者の見解】

専門家の氏名・所属機関および属性は、表 2 に示すとおりです。

※専門家等の個人情報保護の観点から、非公開とします。

表 2 (1) 計画段階環境影響配慮書における専門家の氏名・所属機関および属性

図書上の記載	実施日	氏名	所属
動物 (鳥類)	平成 30 年 3 月 1 日	非公開	非公開
		非公開	非公開
動物 (鳥類)	平成 30 年 3 月 2 日	非公開	非公開
動物、植物、生態系	平成 30 年 3 月 2 日	非公開	非公開

表 2 (2) 環境影響評価方法書における専門家の氏名・所属機関および属性

図書上の記載	実施日	氏名	所属
植物 (所属：地元植物研究会 会長)	平成 30 年 10 月 30 日	非公開	非公開
植物 (所属：地元資料館 植 物領域責任者)	平成 30 年 11 月 2 日	非公開	非公開
動物、植物、生態系 (所属：大学准教授)	平成 30 年 10 月 30 日	非公開	非公開
動物 (所属：地元資料館 動 物分野責任者)	平成 30 年 11 月 2 日	非公開	非公開
鳥類 (所属：地元鳥類研 究所 代表)	平成 30 年 11 月 2 日	非公開	非公開
		非公開	非公開
鳥類 (所属：NPO 法人)	平成 30 年 11 月 2 日	非公開	非公開
(眺望点等) 輪島市 建設部都市整備課	平成 30 年 10 月 4 日	非公開	非公開
(眺望点等) 輪島市 産業部観光課	平成 30 年 10 月 4 日	非公開	非公開
(眺望点等) 輪島市 教育委員会文化課	平成 30 年 10 月 4 日	非公開	非公開